

參考資料

資料 1 都市計画マスタープラン幸区構想検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 都市計画マスタープラン幸区構想の策定において、区民意見の収集及び取りまとめを行い、市長へ区民提案を行うとともに、区民提案を反映した幸区構想素案を確定させることを目的として、都市計画マスタープラン幸区構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動)

第 2 条 前条の目的を達成するため、委員会は次の活動を行う。

- (1) 都市計画マスタープラン幸区構想の区民提案の取りまとめに関すること。
- (2) 区民意見等の収集及び取りまとめに関すること。
- (3) 幸区構想素案に対する検証・調整に関すること。
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第 3 条 委員会のメンバーは次に掲げる者により構成する。

- (1) 幸区地区カルテ作成委員会から推薦された者
- (2) 幸区まちづくり推進委員会から推薦された者
- (3) 一般公募により選出された者
- (4) 各種団体から推薦された者

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、第 2 条に掲げる活動が完了し、都市計画マスタープラン幸区構想素案を確定し終えるまでとする。

(役員及び組織)

第 5 条 委員会には、次の役員を置くものとし、互選により選出する。

- (1) 委員長 1 名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 4 このほか、委員会の決定により必要な役員及び組織を置くことができる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 委員会の庶務を処理するため、幸区役所区民生活部区政推進課及びまちづくり 局計画部都市計画課に事務局を置く。

(一般事項)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の決定による。

- 2 緊急のため、会議を招集することができない場合は、委員長の決定による。
- 3 前項の規定による決定を行った場合は、委員長は次の会議においてその内容を委員会へ報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 8 月 2 1 日から施行する。

資料2 都市計画マスタープラン幸区構想検討委員会 委員名簿

は委員長、 は副委員長（敬称略 50音順）

No	氏名	備考	No	氏名	備考
1	新井 弘志	追加募集	23	竹林 浄	まちづくり推進委員会推薦
2	飯名 謹一	地区カルテ作成委員会推薦	24	田辺 幸男	追加募集
3	石原 陽子	地区カルテ作成委員会推薦	25	千頭和真帆	地区カルテ作成委員会推薦
4	石橋 俊郎	南河原地区町内会連合会推薦	26	對馬 知世	地区カルテ作成委員会推薦
5	市川 和男	地区カルテ作成委員会推薦	27	手塚 善雄	地区カルテ作成委員会推薦
6	魚本 大地	公募	28	中辻 伸	地区カルテ作成委員会推薦
7	榎本 武	地区カルテ作成委員会推薦	29	中村喜久夫	公募
8	海老塚美子	地区カルテ作成委員会推薦	30	根岸 壽子	まちづくり推進委員会推薦
9	大西 啓介	まちづくり推進委員会推薦	31	長谷川和甫	南河原地区町内会連合会推薦
10	岡 捷	南河原地区町内会連合会推薦	32	平松 一夫	まちづくり推進委員会推薦
11	岡本八重子	地区カルテ作成委員会推薦	33	昼間 政宏	幸商店街連合会推薦
12	小野 正明	公募	34	深瀬 和則	日吉商店街連合会推薦
13	瓦 敏夫	南河原地区町内会連合会推薦	35	深瀬 松雄	日吉地区町内会連絡協議会推薦
14	岸井 保	地区カルテ作成委員会推薦	36	牧 寛	公募
15	小池 晃子	公募	37	榎本公一郎	南河原地区町内会連合会推薦
16	小林 恒勝	地区カルテ作成委員会推薦	38	松野 順一	御幸地区町内会連合会推薦
17	齊木 敏雄	日吉地区町内会連絡協議会推薦	39	村石 勉	公募
18	坂内 正人	南河原地区町内会連合会推薦	40	村瀬 久雄	地区カルテ作成委員会推薦
19	佐々木勇美	地区カルテ作成委員会推薦	41	両角 潤也	南河原地区町内会連合会推薦
20	佐野 康夫	JAセレサ川崎推薦	42	山下 晃司	南河原地区町内会連合会推薦
21	菅野 勝之	地区カルテ作成委員会推薦	43	渡辺 春男	御幸地区町内会連合会推薦
22	関口 蓉子	地区カルテ作成委員会推薦	44	渡辺 文明	南河原地区町内会連合会推薦